

# 関東信越指導監査対策担当者会議に出席して

----- 常任理事 池上正資

3月6日午後、大宮駅近くの「マロウドイン大宮」に関東信越の各協会の指導監査を担当する役員と事務局・顧問弁護士計63名が集まり、担当者会議が開かれました。

長野協会は医科から花岡徹常任理事、宮沢事務局長、増田事務局長、木嶋日出夫顧問弁護士、歯科から私、池上が出席しました。

**第1部**は「個別指導における弁護士帯同の意義と教訓～埼玉協会の弁護士帯同の実践～」と題して埼玉協会顧問弁護士の梶山敏雄先生による記念講演がありました。休憩を挟んで第2部は、弁護士帯同等アンケート調査についての報告があり、続いて各協会からの報告と意見交換が行われました。

**記念講演の梶山弁護士**からは、埼玉協会が長年取り組んできた弁護士帯同実現への道のりと、1995年から現在までの95件の実績について説明があり、現在6名の顧問弁護士による弁護団を組織しているということが報告されました。

個別指導の場での被指導者の感想としては、自分の側に立つ弁護士が隣にいて安心・落ち着く、せっかくの指導の機会なのだから、医学的に疑問があれば大いに意見を言い議論して良いし、事務的に不明な点は積極的に

質問して良いと弁護士からのアドバイスが心理的にも自信を与える指導医たちも弁護士が居る事を非常に気にしている事は明らかで態度が違ってくる現場での非常同のケースにも結果的に好影響を与えていると思われる...等ということです。

現場での録音は、もうルーティン化しており特に問題なく実行しているとのこと。個別指導の場では、指導医の指導態度の変化としては、指導の場での明らかな暴言、誹謗などがなくなり、現場が終始穏やかな雰囲気になることや威圧的な態度は無くなるようです。

**第2部のアンケート結果報告**では、関東信越厚生局管内では、個別指導時の録音については、概ね厚生局側は認めており、対応としては、要事前連絡が必要な県もあるものの向こう側も録音するという対応で、千葉県の当日の申し入れが断られたの1件を除き、録音拒否事例はないようです。録音のメリッ



埼玉協会の梶山顧問弁護士が講演

トとしては、現場での暴言がなくなり、指導後の結果通知に指導時に指摘されていなかった内容についての削除訂正を複数で行わせることが出来た等

が報告されていました。弁護士帯同については、栃木県で確認が取れていないのを除きほとんどの県で認められています。弁護士帯同についての手続としては、事前連絡を求めている県が多い中、委任状の提示を求めている県もある一方、特別な手続が必要とは言っていないところもあります。

帯同弁護士の発言については、認められていないところが多い中、医療内容には触れることは出来なくても、時間超過や人権的な暴言について発言した事例もありました。帯同についてのデメリットは無く、メリット的には時間超過の事例では切り上げて終了となったり、指導が紳士的になり言葉遣いが丁寧になったり、若干の指摘のみにとどまり、自主返還もない事例もあつたりしました。

弁護士帯同については、事前に良く打ち合わせをして行くことが重要で、事務局や顧問弁護士や被指導者が顔合わせや事前に良く話し合いを行った方が良いということが言われていま

た。費用については全額自己負担の所が多く、一部協会負担の所もありました。費用的には、1回5万円プラス消費税額のところが多くなっていました。

各協会の取り組みとしては、これらこのことをこれまで以上に会員へ周知徹底させることです。

長時間に及び盛り沢山の内容でしたが、今後益々厳しくなる個別指導については、録音、弁護士帯同の実績を多く作り、多数対1人、多数対2人という様な数や態度での威圧的な状況での指導を減らし、暴言や違法な指導に名を借りた監査まがいの委縮を強いる個別指導を止めさせて、行政手続法に則った個別指導が行われる様にするためにも、今後個別指導を受けられる先生方は弁護士帯同にての個別指導を受けられるようになることが必要であり、事前相談をしてから臨まれることをおすすめします。

各協会の取り組みや報告内容はまた次回に報告させていただきます。



関東信越厚生局エリアの各協会の社保担当者らが集まる

昨年は全国8ブロックに組み換えられた地方厚生局移管後について、影響が出始めた歯科での指導現場の状況報告が各協会からあり、ブロックの地方厚生局の対応の違いや全国平準化がなされなければならないところが未だ隔たりがあることが判明していた。

また今後問題になるであろう行政が行う個別指導を廃止する代わりに、導入されるかもしれない「ピア・レビュー」方式がどのようなもので、「集団的個別指導」がピア・レビュー化することで予測される事態について賛否両論があった。二分した意見の中に、(歯科)医師会不信からくる不安感と、逆に(歯科)医師会が自主指導してくれた方が安心とする見方があった。またピア・レビューになっても行政と事前に個別指導を止める取り決めがされていなければ、個別指導になるケースがなくなる訳ではない。集団講習を受けるだけで終わった医療機関とその後個別面談から個別指導まで受けることになる医療機関では不公平感が出る。(歯科)医師会が出した結果に不服があっても従わざるを得ない

## 2010年保団連 審査、指導、監査対策担当者会議の報告(下)

### 歯科分科会：ピアレビューや電子化での問題等で論議

----- 常任理事 池上正資



質問にたつ池上氏

のか「中立性・公平性・信頼性」を確保しなければならぬが公正な運営が全保険医に対して保証されるのか...等の問題や疑問が出された。全体としては、選定から実施、事後の結果による事態まで、不満は対行政ではなく、対(歯科)医師会に向けられることが危惧されるようだ。

さらに前号全体会議でふれた成田訴訟については分科会でも長時間に及び白熱した議論が繰り広げられた。一時は勝訴は見込めない、敗訴することになれば全国の他協会にも迷惑が及ぶから、取り下げろ、取り下げない場合は問責決議案を出すとの強行意見も出て険悪な場面もあった。しかし、行政手続法下での現在の個別指導の事例につ

いては在り方がおかしいと行政評価事務所からの意見が出ている等の発言もあり、やはり長年の現場での不利益な扱いを是正するためにも活動を続けること。他の訴訟でも一定の解釈も出て来ているため、保団連として法的な裏付けをとり、弁護士とも相談し勝訴に向けて支援してもらおう方向でまとまった。

静岡協会からは、**新規個別指導**で最後に療養担当規則についての質問形式の**試験問題**が出され、それに答えることが行われていること、その内容は歯科医師法第20条や療養担当規則第12・20条等を引用しているが、文言に行き過ぎた表現があるとの報告があった。

**オンライン請求がスタートしている医科に於いて**病名漏れや病名と内容の整合性の不備によるケースで、査定(切り捨て)が行われており、再審査請求も復活も行われぬとの見解が出ている問題では「オンライン請求でなければ再審査や返戻が行われているのに、何

故オンライン請求ではそのようなことになるのか? 再審査請求の権利が我々にはあるはずではないか?」と質問させてもらった。それに対して田辺部長も「これはおかしい」と言われた上、「この問題は歯科でも起きてくる問題だ」との回答だった。このため「保団連としてこの問題を注視すること、また強く抗議して是正して行くように」とお願いした。

**今回の会議に出て**、全国での個別指導の内容格差はなかなか是正が出来ておらず、まだ各県単位やブロック単位での対応に開きがあるため、関東甲信越ブロック内での情報交換を積極的に行うことが必要で、各協会は地元での対応を行うこと、懇談や申し入れを行うことが不可欠であると実感した。また権利である個別指導の現場での録音や弁護士の帯同を積極的に続けること、行政手続法に違反した行政による違法行為に我々が加担した上に、不利益な扱いや処分を受けないように努めたいとも思った。我々は法的な勉強会が益々必要であり、早急にその点の強化を保団連と共に進めて行きたい。